

岡山県
神社庁

報 廳

発行所

岡山県神社庁

教化委員会

広報部

岡山市南方1-6-15

〒700-0807

TEL.086-223-4826

FAX.086-225-9730

<http://www.okayama-jinjacho.or.jp/>



多自枯鴨神社 (建部町市場)

多自枯鴨神社の 大杉

御津郡建部町市場鎮座、多自枯鴨神社の大杉。
社殿のある境内には杉の大木が数本あり、その内一本は、根廻り周囲約五、八メートル、目通り周囲約四、八メートル、樹高三十五メートルの巨木である。

昭和四十三年に建部町重要文化財(天然記念物)に指定されており、明治四十一年の題目碑と五輪塔が二基建立されている。

新庁舎建設を機に 身近な神社庁を創造 庁長就任挨拶

岡山県神社庁長 湯浅 正敬



去る六月二十七日開催の岡山県神社庁平成十五年定例協議委員会の役員改選にあたり、大方の皆様のご御推挙を賜り、図らずも不肖私三度神社庁長の重責を担うこととなりました。時局重大な時機、岡山県神社庁を取り巻く諸情勢も亦極めて重要な折柄、身の引き締まる思いであります。何卒倍旧の御鞭撻御支援のほど切にお願い申し上げます。

思えば、戦後荒廃の最中の昭和二十年、未曾有の改革に違ひ、全国神社関係者の総意により、全国神社を結集する神社本庁が設立されて以来、岡山県神社庁も神社本庁の事務を行いつつ、県内神社の興隆を図ってまいりました。しかしながら、戦後五十有余年がたつた今日、社会情勢は激動と混迷を

極め、道義の荒廃も著しく、各神社に寄せられる心ある人々の期待は大であることは明らかなことであり、同時に各神社、関係団体その他神社庁に対する要望も日増しに大きくなって来ております。

さて、目下県内神職総代、そして財界からも長引く不況にも拘わらず貴重な浄財を徴して新庁舎の建設がなされ、その完成も間近であります。

神社庁と致しましては、この度の建設に関わる皆様の御意志を痛感し、同時にこの機を一大好機として、ともすれば官僚主義的となりがちな神社庁の業務・諸施策の悪弊を払拭し、堅苦しい神社庁のイメージを一新し、県内各神社関係者をはじめとする皆様方が気軽に集い情報交換を行い県内神社、ひいては斯界の発展に寄与できる場と成らんことを、切に念願致します。

不肖私もその一端を担うべく、老骨に鞭打ち思いを新たにしているところであります。何卒今後共、これまで以上に皆様方の御尽力を賜りまして、岡山県神社庁の新たな発進に花を添えていただきたく、変わらぬ御協力の程お願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

神職、総代八十二名が表彰の栄誉に浴する 第四十二回岡山県神社関係者大会



神社関係者大会（岡山市民文化ホール）

四月二十一日岡山市民文化ホ

ルを会場に第四十二回岡山県神社関係者大会が神社本庁総代理（代理小原義雅神社本庁理事）、神宮大宮司（代理酒徳莞爾神宮禰宜）、中国五県の神社庁長や地元国会議員、本庁協賛員、参与の方々を来賓にお迎えし、県下の神職、総代を始め関係者約五五〇名が参加して開催された。
大会は、福田真人岡山県神道青年協議会会長の敬神生活の綱領奉読で始まった。湯浅正敬神社庁長

は式辞の中で、皇室の尊厳護持運動を尚一層推進する事、神宮奉賛奉賛運動を更に展開する事、神宮大麻の増頒布に積極的に取り組まなければならない事、「靖国神社に変わる無宗教の国立追悼施設」建設の反対運動などを、国民精神の昂揚運動により一層推進することを表明した。また、岡山県神社庁舎建設は順調に進捗しており、関係各位の一層の協力を要請した。神社総代会会長挨拶の後に功労者の表彰及び神宮大麻頒布優良支部へ感謝状が贈られた。

被表彰者を代表して日野正彦志呂神社宮司が謝辞を述べた後、小野泰道協議員会議長が大会宣言案を上程し、浅原タツエ岡山県女子神職会会長が朗読を行い原案通り採択された。

宣言文要旨

我々神社関係者一同は、これからの神社発展に向けて新しい情報発信基地としての新生神社庁を作り上げ、宗教的見地から世界平和に寄与するために積極的に時局問題に取り組み、無宗教の国立追悼

施設の建設を阻止し、真の英霊顕彰を行う事を茲に宣言する。
大会修了後は県護国神社に移動し、アトラクションとして舞楽殿

で備中神楽が上演された。
また四月十六日に上棟祭が執行された新庁舎建設現場では神社関係者による視察が行われた。

表彰規程第一条該当者	
神職の部	岡山 中野宣子
	津山 岡本光正
	玉野 吉野博人
	都窪 田井良一
	高梁上房 石井一充
	阿新 荒木康平
	勝田 大澤瑞枝
	久米 日野正彦 本郷壽美恵
	岡山 鈴木基夫
	倉敷 安藤重吉 西藤菊雄 田淵壽男
役員	津山 宮岡岩夫 光永了介 矢野大三 田中孝士 吉岡静明
	玉野 松岡正博 原晃一
	玉島 猪木松市 桑木千万人 岩根 清 若狭竜郎
	児島 岡野一義宏 石井 昭
	御津南 遠藤 始 重谷定秋
	御津北 鎌坂 強 大月孝雄 松岡克己
	御津東 岸 真巨 福田義男
	赤磐部 真野賢一 西澤 孝
	和気備前 佐藤積夫 谷口 淳 藤原重義
	邑久西大寺 則近幸夫 光本精一 浦上 宏 河野通保
総代の部	上道西大寺 三宅 毅 岡崎富夫 石村昌一
	都窪 内田貞巳
	浅口郡 逸見憲介 清水 毅 堀 初實
	笠岡 黒田治夫 仁科宰治
	小田郡 日置忠志 杉原 昇 守屋 覺
	井原後月 佐藤 昇
	吉備 江尻 勇 小原 章 藤田宝一 秋山昌信 光畑幹一
	高梁上房 坂本久雄 酒井敏行
	川上郡 相原宏志 村上時次
	阿新 西村禮雄 桑本京一
表彰規程第三条該当者	真庭郡 川崎茂一郎
	勝田 濃野 涼 水島義明 西本 毅
	英田 高橋武男 遠藤忠茂 水嶋 強
	英北 井上清史
	久米 川西 智 遠藤康夫 森本庫司 井上圭二 平賀正臣
	邑久西大寺 馬場教之
	真庭郡 明村 勇 南條清樹
	神宮大麻優良支部 浅口郡支部・英田支部

役員改選が行われる

平成15年定例協議委員会

六月二十七日午前十時三十分から岡山縣護国神社いさお会館において、定例協議委員会が開催された。開式行事の後庁長が平成十四年度神社庁活動報告を詳細に発表し、次の議案の審議が行われた。

第一号議案
『神社本庁評議員会報告』

三原本庁評議員が資料をもとに神社本庁評議員会の報告を行った。十五年度の予算においては五一億六四一四万円となり前年比二一六万円の増額となっているが、神職養成教学興隆基金から三五〇〇万円を繰り入れ補助金として支出する事になった為であり、相対的には厳しい予算となっている。

第二号議案
『平成十四年度神宮大麻暦頒布活動報告』

横林大麻担当理事が平成十四年度は前年比一〇七九体の減体となり二年連続の減体となった事を報告した。

第三号議案
『岡山県神社庁舎建設委員会報告』
福田建築部長から現在屋根の銅板葺きが完了し、七月からは神殿等の内装工事に移り、九月末の竣工

に向けて予定通り進められているとの報告が行われた。
続いて、笹井募金部長が募財目標金額二億八七三〇万円に対し、現在浄財二億一七六七万四五一円が集まっており、順調に進捗していると報告した。

第四号議案
『平成十五年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算』
小川副庁長が予算大綱を説明し、本年度からは目を廃止して簡略な予算書とし、骨格予算である事を付け加えた。歳入の増額項目では繰入金、減額項目では本庁交付金、神宮神徳宣揚費交付金、表彰金、歳出の増額項目では庁費、地区大会援助金、減額項目では交際費、庁舎管理資金積立金、大麻頒布事業関係費等である。(別掲予算書参照)

質疑としては、事業部からの繰入金金が昨年と同様三〇万と少額であり、抜本的な改善がなされていないので、本年度は早急にその改善に取り組む事等が要望された。
第五号議案
『年度内一時借入に関する件』
事務局から予算の運用上必要ある時はその都度運営資金会計から五百万円を限度に借り入れる事を説明した。

役員改選により就任された役員		
庁長	中山神社宮司	湯浅 正敬
副庁長	大浦神社宮司	小川 暎興
副庁長	安仁神社宮司	三原 千幸
理事	大津神社宮司	笹井 和男
理事	瓜生神社宮司	横林 武彦
理事	天神八王子月尾宮宮司	松嶋 章雄
理事	羽黒神社宮司	福田 隆
理事	鴻八幡宮宮司	河本 貞紀
理事	御崎神社宮司	石井 清根
総代理事	後日総代会にて決定。	
監事	由加神社宮司	新庄 正安
監事	諏訪神社宮司	出雲井和夫
協議会議長	木野山神社宮司	小野 泰道
神社本庁評議員	中山神社宮司	湯浅 正敬
	安仁神社宮司	三原 千幸

『神社本庁及び神社庁特別寄贈金
神社拡大の件』
事務局から神社本庁及び神社庁へ
の寄贈金の拡大の依頼が行われ

第七号議案
『神宮崇敬会会員増加促進の件』
小川本部長から神宮奉護の精神か
ら神職全員の加入をお願いしたい
との要望がなされた。

第六号議案
『平成十五年度神宮大麻暦増頒布
推進の件』
横林大麻担当理事が平成十四年度
は前年度に引き続き減体となった
ため、平成十五年度は減体を阻止
するべく各神職は一層の努力を行
い、前年度に引き続き一神社一体
増頒布運動を展開することを発表
した。

第九号議案
『特別資金積立金会計調査委員会
報告の件』
大西委員長から岡山県神社庁災害
見舞に関する内規により投資した
国債が国政の不安により、償還が
凍結された事についてその調査結
果を報告した。また、この問題に
関し責任の所在、投資金の返済に
ついて質疑があった。

第十号議案
役員改選
議員から九月には神社庁新庁舎が
竣工することや、現在神社庁の抱
える諸問題を解決することを考え
ると庁長以下役員全員の留任を認

第一條 この規程は、岡山県神社
庁管下の神社に奉仕する神職等
(以下弔慰対象者といふ。)の死亡
または、非常事故による罹災に対
する弔慰及び見舞いについて定め
るものとする。
第二條 弔慰対象者とは次の者を
指す。
・ 神職
・ 神職の家族(本人の父母、子、
配偶者 但し同居者に限る)
・ 退任神職(名誉宮司、神社庁役

岡山県神社庁弔慰規程

めたいとの提案があり、役員、監
事、本庁評議員全員の留任が可決
された。
その他
『岡山県神社庁弔慰規程案』が上
程され、内規については役員会で
詳しく諮り、規程中不都合な点が
出て来た場合は随時改正する事で
可決された。
神社庁の各委員会等の活性化を図
るために、機構改革などを積極的
に推進し、内外共に充実した神社
庁とするために構造改革を早急に
行う事が提案され決議された。

第三條 弔慰対象者が死亡また
は、非常事故による罹災時には次
の弔慰を表す。
弔慰対象者の死亡に対しては、庁
長名を以て弔辞並びに別表による
玉串料を供する。
傷病による入院見舞金は別表によ
り呈する。
非常事故による罹災の見舞い方法
はその都度定める。
第四條 弔慰に際しては神社庁役
員が出向する。(役員は代理を指
名する事ができる)
第五條 支部長は前条に定める必
要が生じたときは、庁長又は神社
庁へ神職等死亡報告書及び罹災報
告書を速やかにFAX等で提出す
る。
第六條 庁長は本規程に定める事
件を受理した場合は、速やかに別
表に基づきFAX等を送信する。
「付則」
本規程は、昭和五十二年一月一日
から施行する。
本規程は、昭和六十年九月から施
行する。
本規程は、平成十五年六月二十七
日から施行する。

員の職にあつた者)
庁長が弔慰の必要があると認めた
者
第三條 弔慰対象者が死亡また
は、非常事故による罹災時には次
の弔慰を表す。
弔慰対象者の死亡に対しては、庁
長名を以て弔辞並びに別表による
玉串料を供する。
傷病による入院見舞金は別表によ
り呈する。
非常事故による罹災の見舞い方法
はその都度定める。
第四條 弔慰に際しては神社庁役
員が出向する。(役員は代理を指
名する事ができる)
第五條 支部長は前条に定める必
要が生じたときは、庁長又は神社
庁へ神職等死亡報告書及び罹災報
告書を速やかにFAX等で提出す
る。
第六條 庁長は本規程に定める事
件を受理した場合は、速やかに別
表に基づきFAX等を送信する。
「付則」
本規程は、昭和五十二年一月一日
から施行する。
本規程は、昭和六十年九月から施
行する。
本規程は、平成十五年六月二十七
日から施行する。

平成15年度 岡山県神社庁 一般会計予算 平成15年7月1日～平成16年6月30日	
歳入総額	119,860,000円也
歳出総額	119,860,000円也

歳入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
神饌及幣帛料	1,050,000	1,050,000	0
1本庁幣	600,000	600,000	0
2神饌及初穂料	450,000	450,000	0
財産収入	25,000	50,000	25,000
1基本財産収入	25,000	50,000	25,000
負担金	36,920,000	36,920,000	0
1神社負担金	25,844,000	25,844,000	0
2神職負担金	9,230,000	9,230,000	0
3支部負担金	1,846,000	1,846,000	0
交付金	67,495,000	70,095,000	2,600,000
1本庁交付金	1,000,000	3,300,000	2,300,000
2神宮神祇宣讀費交付金	66,200,000	66,500,000	300,000
3本庁補助金	295,000	295,000	0
寄付金	3,100,000	3,100,000	0
1神社特別寄附金	3,000,000	3,000,000	0
2寄付金	100,000	100,000	0
諸収入	2,770,000	2,830,000	60,000
1表彰金	50,000	100,000	50,000
2預金利子	20,000	30,000	10,000
3申請料・任命料	2,000,000	2,000,000	0
4雑収入	700,000	700,000	0
繰入金	2,500,000	300,000	2,200,000
1繰入金	2,500,000	300,000	2,200,000
当期歳入合計	113,860,000	114,345,000	485,000
前期繰越金	6,000,000	6,000,000	0
歳入合計	119,860,000	120,345,000	485,000

歳出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
幣帛料	2,600,000	2,600,000	0
1本庁幣	2,300,000	2,300,000	0

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
2神社庁幣	300,000	300,000	0
神事費	300,000	300,000	0
1神殿奉斎費	300,000	300,000	0
事務局費	32,891,000	32,501,000	390,000
1表彰並びに儀礼費	550,000	600,000	50,000
(1各種表彰費)	400,000	400,000	0
(2慶弔費)	150,000	200,000	50,000
2会議費	220,000	330,000	110,000
3役員関係費	1,494,000	1,494,000	0
(1役員報酬)	1,044,000	1,044,000	0
(2教諭師関係費)	250,000	250,000	0
(3視察研修費)	100,000	100,000	0
(4地区会議関係費)	100,000	100,000	0
4給料及び福利厚生費	18,967,000	19,267,000	300,000
(1給料)	10,657,000	10,657,000	0
(2諸手当)	5,960,000	5,960,000	0
(3各種保険料)	2,200,000	2,200,000	0
(4職員厚生費)	150,000	450,000	300,000
5庁費	7,010,000	6,310,000	700,000
(1備品費)	180,000	180,000	0
(2図書印刷費)	580,000	430,000	150,000
(3消耗品費)	1,350,000	1,000,000	350,000
(4水道光熱費)	2,500,000	600,000	1,900,000
(5通信運搬費)	1,200,000	900,000	300,000
(6備人費)	1,100,000	3,100,000	2,000,000
(7雑費)	100,000	100,000	0
6交際費	600,000	1,100,000	500,000
7旅費	3,100,000	2,850,000	250,000
8管理費	950,000	550,000	400,000
指導奨励費	5,920,000	6,170,000	250,000
1教化事業費	3,250,000	3,450,000	200,000
2青少年対策費	100,000	200,000	100,000
3神社庁研修所費	1,000,000	1,000,000	0
(1研修費)	700,000	700,000	0
(2研修奨励費)	300,000	300,000	0
4祭祀研究費	200,000	200,000	0
5各種補助金	1,370,000	1,320,000	50,000
(1神青協補助金)	500,000	500,000	0

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
(2氏青協補助金)	500,000	500,000	0
(3県教神協補助金)	500,000	500,000	0
(4女子神職会補助金)	1,500,000	300,000	1,200,000
(5県教婦連補助金)	50,000	50,000	0
(6神楽部補助金)	70,000	70,000	0
(7作州神楽補助金)	20,000	20,000	0
(8支部長懇話会補助金)	200,000	200,000	0
(9神宮大祭運営補助金)	30,000	30,000	0
(10神職養成補助金)	0	0	0
(11地区大会援助金)	250,000	50,000	200,000
各種積立金	6,700,000	11,700,000	5,000,000
1職員退職給与積立金	1,000,000	1,000,000	0
2役員退任慰労金積立金	200,000	200,000	0
3庁舎建設資金積立金	3,000,000	8,000,000	5,000,000
4次期式年運営準備金	2,500,000	2,500,000	0
神社関係者大会費	600,000	600,000	0
1神社関係者大会費	600,000	600,000	0
負担金	19,105,000	19,105,000	0
1本庁災害慰謝負担金	55,000	55,000	0
2本庁負担金	5,500,000	5,500,000	0
3本庁特別納付金	13,550,000	13,550,000	0
渉外費	480,000	580,000	100,000
1友好団体関係費	180,000	180,000	0
2時局対策費	100,000	200,000	100,000
3同和対策費	100,000	100,000	0
4神政連関係費	100,000	100,000	0
支部関係費	37,544,000	37,654,000	110,000
1負担金報奨費	2,954,000	2,954,000	0
2神宮神祇宣讀費交付金	34,590,000	34,700,000	110,000
大麻頒布事業関係費	7,100,000	7,400,000	300,000
1大麻頒布推進費	800,000	900,000	100,000
2頒布事務費	750,000	850,000	100,000
3頒布事業奨励費	5,550,000	5,650,000	100,000
予備費	6,620,000	1,735,000	4,885,000
当期歳出合計	119,860,000	120,345,000	485,000
次期繰越金	0	0	0
歳出合計	119,860,000	120,345,000	485,000

去る四月十七、十八日の両日美作地区において民俗学者でもあり宇佐八幡神社（美星町）宮司神崎宣武氏を講師に招き、「神籬と玉串」の演題で巡回神道講演会が開催された。

初日は勝山町で五十名の参加者、津山では百名、二日目大原町では百五十名が聴講した。その講演内容を要約して次に記す。

今日のテーマは神であります。皆さんも良く存じてでしょう。私たち神社の祭事に神は欠かせません。地鎮祭の神籬、祭典の玉串、神棚の飾り・・・なぜ神様のお祭りに神を使うのでしょうか。なぜ栗の木の葉ではだめなのでしょう。

一つの理由は四季を通して同じ大きさの青い葉が安定して取れること、これはすぐに考えられると思います。もう一つの理由は普通通りではない、ということなのです。

これはどういう事でしょうか。祭というのは改まったところで正装して手水を使ったり、お祓いを受けたりして普段でないことを表します。松や柿の木は普段でも柱に使ったり割木にしたりして使います。そう、神は普段の日常生活では一番使用頻度が少ないのです。神は普段使わないから晴れのお祭りに使うことで余計に値打ちがある

るのです。

山から神を降ろして神籬を立てるのはどういう意味があるのでしょうか。神籬は神霊がよりついた依代、御幣や御札と同じ、と私たちは教えられているからそう思っているのです。私たちの先祖もそう思ったのでしょうか、原点に帰って考えてみましょう。

古事記の天石屋戸神話の中で、



講演する神崎先生（津山）

うですが、これは神様を呼ぶときの古い原型の一つとして考えられます。そしてその柱の周りに神を植えたことが書かれています。神籬の周りを神籬が隠れるくらいに神や檜の枝を立てる神社もあります。このことを考えていくと、この神はご神体を隠す垣根ではないかという想像ができます。大きい領域であれ小さい領域であれ、そ

須佐之男命の悪行に天照大御神は石屋戸にお隠れになる。神々は天香具山の五百津真賢木を掘り起こし、石屋戸の正面に立ててその前で賑やかに歌い舞う。この賢木「神をこ神体と見ることができるとしようか？神が籠もったその前に神を立てる例は今でもお伊勢さんに残っています。神が鎮まる時にまず柱を立てる。諏訪の御柱もそ

れがうんと省略されると一本だけになります。つまり「神霊を神で囲う」これに意義があるのです。さて、日本人は「山に神様がいます」という信仰を古くからもっています。我々の先祖は農事暦を山から得ていたと考えられます。その一つが桜の開花です。花を見ることよって田植え時期を知っていたのです。この時期山に上って山

の神を祭る、これが花見であり、桜の木の下で酒を飲み、饗礼を行います。その後山の神を田の神に降ろします。その方法は木の枝を一本、ウツギの木であったり山桜の枝であったりしますが、これを土間や用水路に立てお供え物を供え、御神酒を撒くなどして農作の神として祭ります。木の枝に山の神が乗り移ったものとすれば、神籬は垣根とする説と更に違つてより神様に近いものとなります。

山の神の象徴としての神は神社の神事の方へ色濃く残り、桜は饗礼とほとんど離れてきました。サクラ、サカキ、サケ、サオトメ、サニワ、これらに共通の「サ」の意味は、特別な、清らかな、神々しいということ、つまり普通でない、ということなのです。

今は花見「酒を飲み騒ぐ」ということしか伝わっていないけれども、日本には始めに山の神があった、それがめでたく田の神になったとき酒を飲み祝ったのです。桜や神の意味があったのです。その意味は薄れかけているけれども実態として伝わっている。我々はお祭りをしながら地域社会で話をし、その本来の意味を次の世代に伝えていかなければなりません。

新庁舎上棟祭



上棟祭 井上亮二氏提供

去る四月十六日午後五時から新庁舎上棟祭を肅行した。昨年十二月七日に地鎮祭を行ってから工事は順調に進み、鉄筋一部鉄骨造りの庁舎が姿を現した。二階神殿兼講堂部分において湯浅正敬庁舎建設委員長を始め神職、総代二二〇名参列のもと上棟祭が執り行われた。

祭典は、齋主を三原千幸安仁神社宮司、副齋主を戸部廣徳大佐神社宮司、祭員を牧博嗣八幡神社宮司、三宅玲子田井八幡宮権禰宮、小川由里大浦神社禰宮、典儀を藤山知之進新庄八幡宮宮司の県祭祀委員会のメンバーが奉仕し、工匠長として設計者の伊原晴之新協技

術コンサルタント株式会社副部長が、工匠として建設関係者六名が奉仕した。

齋主の祝詞奏上に続き上棟の儀が行われた。先ず棟木が鄭重に扱われ、副工匠長の振幣に合わせ博士杭打の儀が、また参列者全員で棟に取り付けられた紅白の綱を曳く曳綱の儀が行われた。続いて工匠が棟に上って槌打ちの儀を行いそれに合わせて花火の祝砲が上げられた。また、四隅からは工匠の散餅、散銭が行われ、上棟を祝う人に振る舞われた。

新庁舎奉祝祭は十月三十日に決定

募金状況

神社庁の新庁舎は平成十四年七月の募金開始から一年が経過し、神職や奉賛会の皆様方のご努力のおかげで順調に浄財が寄せられている。神職、神社関係の寄付金は当初六千万円の予定を大きく上回る八千万円の申し込みがあり、関心の高さが窺える。

建設状況

七月二十三日迄に足場が解体されるので、千木、鯉木が取り付けられた庁舎の外観が現れる。同時

に石工事、外溝工事、神殿工事、内装工事、設備工事が平行して行われる。

建設諸祭状況

平成十四年十二月七日に起工祭を執行し、今年四月十六日には古式に則り上棟祭が執り行われた。九月には神社庁と包括下神社の絆を深めるために管内各神社から集められた「齋砂」を備前焼の瓶に納め庁舎神殿真下に鎮める齋庭の砂奉鎮祭が肅行される。神殿が完成した後は、九月二十九日夕刻遷座祭が執行される。

予め現神社庁の神殿から御神体を岡山県護国神社内の仮殿に仮遷座した後、浄蘭の中神社庁役員を始め神職多数の奉仕により、正遷座祭が肅行される。

十月三十日には奉祝祭並びに奉祝祭が新庁舎神殿において執行される。内外から多くの関係者が集い盛大且つ厳肅に行われるであろう。遷座祭が終わると直ちに旧庁舎からの引越しが行われ、新庁舎での業務が始まる予定となっている。

試算収入			
費目	金額	入金額	備考
支部分担金	119,000,000	99,184,541	完納20支部、一部入金6支部
神職、神社寄付金	80,000,000	81,533,511	
神社庁積立金	40,000,000	40,000,000	
県遺族連盟寄付金	35,200,000	35,200,000	
奉賛会	25,000,000	23,631,000	
合計	299,200,000	279,549,052	
試算支出			
費目	金額	支出額	備考
調査、設計、管理費	22,000,000	5,615,000	新協技術コンサルタント
建築費	200,000,000	50,000,000	アイサワ工業
諸設備	15,200,000		備品
神殿関係費	8,000,000		神具
式典費	2,000,000		上棟祭、定礎式、遷座祭、奉祝祭
芳名版(板)	5,000,000		
移転費	500,000		ヤマト運輸
竣工奉祝費	3,100,000		
ランニングコスト	11,400,000		3,800,000×3年間
事務局費	2,000,000		通信、会議、旅費、事務諸費等
借入利息	6,000,000		(1億×3%)×2年
事務費	3,570,000		支部分担金×3%
募金費	500,000		
追加工事費	5,015,850		神殿、照明等
その他諸費	14,900,000		
合計	299,185,850	55,615,000	

一者一芸

この道と究める

第五回

今回の一者一芸は、神社庁副庁長を勤める寄島町大浦神社宮司小川暎興氏取材した。

小川宮司さんは、知る人ぞ知る中学一年から剣道歴四十五年で四段という強者で、大学の時には伊勢神宮で大崎千畝先生に、卒業後には金光の桑野正之先生に師事され、練習のため警察署へ足繁く通って技を磨かれたという本格派である。

二十四歳から神社に隣接した小学校の体育館で青少年育成のために剣道教室を始めてから三十三年、現在はその一期生の愛弟子が女性剣士（美人！）としては県下最高位の六段を取得し、ご夫婦で宮司さんを手伝って教室の指導員を務めておられる。

我が広報部取材班は、夕刻七時から始まる稽古を見学させて頂くべく武道場に参上した。その時間帯は小学生が中心で、二十名位が胴着を着けて素振りの稽古をしていた。八時からは中学生（十名位）

を指導されるとか。その他にも予備軍の保育園・幼稚園の子供達も稽古に来ており、保護者も含めてなかなかの賑わいである。

練習が始まる前には全員正座して、武道場にお祈りしてある神棚に拝礼、指導員の先生方に大きな声で「よろしくお願ひします。」次いで私達にも「よくいらっしやいました。」流石に、壁に掲げている「礼儀と根性」の標語が光って見えた。

きびきびとした練習を写真に収



指導を行う小川氏（寄島町武道場）

めた後、小川邸に案内されると宮司さん自らさばかれたという新鮮な海の幸を始め、数々のご馳走が机代に置き高成してあるではないか。実は先生は料理も得意としておられるらしい。奥様とお嬢さんの由里さん、旦那さんの浩太郎さんの細やかなおもてなしの内に身も心も満ち足りて、和やかに楽しく夜は更けて行く。

やっとならぬ最後の方で目的を思い出して、

広報部「剣道を教えておられて、良かったと思える事は？」

小川「子供達が先生、先生と慕ってくれる事が何より嬉しい。」

広報部「先生の将来の夢は何ですか？」

小川「剣の道が神の道に繋がって、これからの国を背負っていく子供達がしつかりと神道の精神を培って国を治めていってくれたらいいなと思っています。」

燃えるが如き熱い思いと行動の人である宮司さんが、恥ずかしそうに照れて語られておられたのが印象的であった。広報部取材班一同、芯まで暖かい気持ちになつて、小川邸を後にした。

宮司さん、ご家族の皆さん、ローレン（愛犬）有難うございました。

こだわりの社

第五回

八幡神社



改築された拝殿

八幡神社通称清田八幡神社（倉敷市曾原 三宅和敬宮司）は六世紀頃の創建と伝えられ、本殿は寛永年間（江戸初期）に建てられ、昭和二十八年には県の重要文化財にも指定された由緒ある神社である。

昨年五月七日から(有)井上社寺工
業の施工により一年間に亘り、建
築費七五 万円、総工費八五

万円をかけて改築されていた幣
殿・拜殿がこの度竣工し、四月二
十九日には竣工祭並びに奉祝祭が
斎行された。改築された社殿には、
色々と趣向をこらした「こだわり」
があると伺い、早速お邪魔した。

まず、まだ木の香芳しき拜殿に
近づくと、どこからか雅楽の音が
聞こえてくる。小笠原宗壽禰宜さ
んにお伺いすると、拜殿に参拝者
がお詣りする、丁度いいタイミン
グに雅楽が流れるよう工夫された
とか、(向拝にセンサーを付け、
参拝者が光線に当たると雅楽のテ
ープが流れる仕組み。CDでは演
奏開始が遅れるため敢えてテープ
にした。実際の工費は三万円前後
との事) ゆったりとした優雅な音
色は心が清められるようで心地よ
い。

次に壁代。カタバミと右三つ巴
のご神紋がくつきりとうかびあが
るようにあえて地紋をなくして白
無地にされている。

次に照明。強弱が調節できる調
光コントローラーをつけて、広が
る光とスポットをあてる光とに分
けている。全体は広がる光ではの
かに明るくし、スポットの先は、

神鏡に当たるようにして、夜でも
神鏡が光って浮かびあがるよう
してあるとか。

次に祭典の楽。従来なら祭典の
時に流す楽は、カセットのボタン
を押すなりリモコンを向けてセッ
トするなり、参列者にわかる動作
をするため、祭典の厳肅な雰囲気
が損なわれていたのだが、小笠原
禰宜さん考案の手元操作機は、二
cm×五cmの箱形にボタンが一つつ
いた片手にすっぽり入るサイズ。
ボタン操作も一回押せば作動、再
度押せば停止と簡単なもので、実
際に試して頂いたら操作も音響も
実に良好。(これはお勧め！)

その他以前は畳だった拜殿の床
をフローリングに変更し、胡床を
設置して立礼に替えたりという事
も含め、様々な「こだわり」が随
所に活かされている。

この度の改築の寄付の事をお伺
いすると、氏子さんに負担がかか
らないように、当初は神社の資金
で大部分をあてよう、と考えてい
たところ、氏子の寄付が予想の三
倍近く集まった為(四三 万
円)、大変順調に事業を進める事
が出来たとのこと。創意工夫だけ
でなく、氏子さんとのしつかりと
した深い絆にも感心して拝聴し
た。

言葉による教化活動の第二步

社頭講話研修会報告
竹原神社 中田 保

去る、六月十三日に、県神社庁教
化委員会教宣部主催の社頭講話研修
会が山口県神社庁副庁長金長広典氏
(同県神道講演講師)を講師に迎え、
建部町文化センターで二十名の参加
を得て開催された。

今年は、多くの方に実際の雰囲気
に触れられるように聴講者制度を設
け、内気な方や口下手な方であつて
も気軽に参加できるような研修会と
した。

開講式の後、講師から神道講話に
ついての話があつた。何のために
(祈り、祈願)、何を語り(体験、収
集した資料)、如何に語るのか(表
現方法、一本調子にならない、メリ
ハリをつける)、から始まり、神道

講演・講話は言葉による神道教化の
一環であり、話す内容を全部書き留
めた全文講録の必要性、講録の組立
ては序論証結(起承転結)が大切で
あることを説かれた。

参考として、山口県教化講師会資
格検定試験では、講録については、
一、講録の構成正否、二、資料の適
否、三、演題に対する趣旨の当否、
実演については、一、論旨、二、態
度、三、音声・声量、四、熱意、五
説得力、についての審査を行うこと

こと。

講師の話の後、一人五分の持ち時
間で「備中神楽上達法」、「時事問題」
、「例祭の後で」等の講話を十名が実
演した。話の後で、講師の講評、参
加者の意見を聞いた。

参加者の実習が終わった後、講師
の講話を拝聴し、開講式と続き研修
を終了した。

本年は、聴講者制度を取り入れ大
きく様変わりしたようであつた。こ
れを機に多くの方が社頭講話に興味
を持ち、社頭講話が祭典後に行われ
る様になればと感じられた。

また、五月二十九日、三十日の一
泊二日の日
程で山口県
において、
第六回中国
地区社頭講
演研修会が
開催され、
本県からは
二名、他県
からは二十
一名の参加
者があつ
た。



社頭講話研修会(建部町文化センター)

岡山県内式内社巡拝記

その式

新庄八幡宮宮司

藤山知之進



鴨神社



天石門別神社

今回は友人の神職（仮にY氏としておきます）を誘って二人で行くことを計画しました。趣味のバイクのツーリングを兼ねての巡拝です。Y氏と日程を打ち合わせ加茂川町の「道の駅かまがわ円城」で待ち合わせをしました。今日の参拝神社は備前国赤坂郡を中心に五社（七座）に参拝することにしました。

今日のコースを確認します。建部町から吉井町に向かうのですが、途中に志呂神社があります。ここの御本殿がすくく立派ですよ、という話をするのでY氏は参拝

したことがないとのこと。式内社ではないのですが近いので訪ねてみることにしました。志呂神社はいつ参拝しても御本殿の雄大さに感心します。

Y氏も驚いた様子でした。偶然宮司さんにお会いし、しばらく立ち話をしました。宮司さんは柵原町にある本山寺が最近立派な木造客殿（名称は不明）を建てたこと、血洗の滝に寄ってみたなら、等の話をされました。そう聞くと行ってみたいくなるのが悪い癖。行ってみると確かに本山寺の客殿は大きな木造建築で百人くらいが集まれそうな大きさです。（中に入ること

はできませんでしたが）さて、近くにあるという血洗の滝をさがして山道をウロウロ行ったり来たり。聞こうにも人がいない！、車

が来ない！。やっと探し当てた滝には神社も祀られていました。滝は昼間でも薄暗く少々不気味さも漂います。「血洗」とはいささか物騒な名前ですが、滝の前に看板が一枚。「須佐之男命が出雲で大蛇を退治したあと剣についた血をこの滝の水で洗った。」とあります。ナルホド。

ようやく式内社です。赤坂郡宗形神社は血洗の滝のすぐ近くに鎮座しています。

海から遠い山の中になぜ宗像三女神をお祀りしているのかな？それとも須佐之男命の伝説との関わり合いかなと思いつつ参拝。次は英田町、Tエサーキツト近くの天石門別神社を訪ねました。神社の奥には琴弾きの滝という滝があります。新婚ホヤホヤのY氏は今度は奥さんを連れて来たい、と滝が気に入ったようでした。（勝手にしる）

英田町からとって返し再び吉井町へ。鴨神社（三座）と布勢神社は一キ口ほどしか離れ

ていません。両神社とも木立に囲まれない雰囲気なのですが湿気が多いのでしょ、木材が白くなっています。私の奉仕神社は奥南、雨の少ない瀬戸内海沿いです。木は育ちにくく、杉や檜の大木に囲まれた境内にあこがれます。（でも掃除が大変そう）



石上布都魂神社

本日最後の参拝は石上布都魂神社です。先ほどの二社からそう遠くはないのですが道が分かりにくい。道を探し探しようやく着きま

した。バイクを止めて急な坂道を歩いて登って境内へ。あら、向こうに車で上がれる道がありまし
た。広い境内ではありませんが改築された立派な拝殿が建っています。その左方には「磐座」への案内があります。こういうのを見るとつい行きたくなくなってしまいます。二人ともヒーヒー言いながら山道を上がっていきます。約五百mで山頂の磐座に着きました。磐座周辺は「禁足地」として囲いがありお社が建っています。磐座は巨大な岩であり、古代の人はこの岩の上で祭祀を行っていたのでしょう。前方には「拝殿跡」の看板があり、かつてはここに拝殿があったそうですが、明治末に現在の拝殿に移されたそうです。磐座をもつ神社は少なくありませんが、その場所は山の奥であったり頂上であったり、石は巨石や苔むした石、いずれも自然環境と相まってこの磐座もみな何とも言えない神々しさと清々しさを秘めています。景色も楽しめたかったです。禁足地に入らねばならずあきらめました。磐座を降り社務所で物部宮司さんにお茶をごちそうになり神社をあとにしました。今回は欲張って七社も参拝したため一日で二百五十キロも走っていました。

外に出る教化活動!!

教化・青少年対策委合同神社視察研修



去る五月十九日に、教化委員会・青少年対策委員会合同で「神社視察研修」が行われた。今年、忠臣蔵でお馴染みの赤穂市・大石神社（飯尾義明宮司）と姫路市・射橋兵主神社（いたてひょうすじんじや）通称播磨国総社、岩本文麿宮司の二社に十六名の参加を得て参拝、研修した。大石神社では、新装になった社殿で正式参拝。資料館（義士宝物

殿、宝物殿別館、義士木像奉安殿、大石邸庭園）を見学し、元禄の「忠節一義」に思いを馳せる。その後会議室で宮司さんを囲み、義子討ち入り三百年記念事業への取り組みを通じての教化活動、地域社会への働き掛け等のお話を伺う。近くのホテルで昼食の後、姫路市へ。射橋兵主神社では正式参拝の後、宮司・職員から教化活動全般の取り組みについてのお話を伺った。境内に出て、二間社流れ造りの様式（本殿は東に射橋大神、西に兵主大神を奉祀）の本殿を見学する。

今回は二社とも別表神社であったため、氏子崇敬者数、境内地の規模、社頭収入・・・等の面ですくすく何処のお宮でも実践できる項目だけではなかったが、教化活動への取り組み方、心の持ち方については、大いに参考になるものがあった。以前は後ろ姿だけで教化育成出来ていたが、現在では社頭の外にも目を向ける秋（とき）！と感じた次第であった。

竹原神社宮司 中田保

実施日	研修名	日数	場 所	受講料	申込先
8月2日 ~ 3日	浦安の舞研修会	2日	上房都賀陽町 上竹荘公民館	3,000円	高梁上房支部
8月6日 ~ 7日	雅楽研修会(龍笛の部)	2日	新見市高尾 國司神社	2,300円	阿新支部
8月8日 ~ 9日	雅楽研修会(篳篥の部)	2日	新見市高尾 國司神社	2,300円	阿新支部
8月24日 ~ 22日	浦安の舞研修会	2日	新見市新見 船川八幡宮	2,300円	阿新支部
8月23日	祭式研修会	1日	川上郡成羽町下原 成羽町総合福祉センター	1,000円	川上郡支部
8月24日	祭式研修会	1日	新見市高尾 國司神社	1,300円	阿新支部
8月27日	祭式及び雑祭式研修会	1日	岡山市吉備津 吉備津神社参集殿	1,200円	吉備支部
8月30日	祭式研修会	1日	岡山市奥市 岡山県護国神社いさお会館	3,000円	神青協

研修会開催のご案内
岡山県神社庁研修所主催の研修会が左記の通り開催される予定になっておりますので、多数ご参加下さいませよ。ご案内いたします。

どろでも同じ指導を目指して

岡山県神社庁祭式助教 藤山 知之進

去る三月二十五日・二十六日の

両日、大社国学館を会場に、中国地区神社庁祭式講師研究会が開催された。神社本庁祭式講師、沼部春友先生、同安江和宣先生をお迎えし、当岡山県からは、三原・本郷両祭式講師、戸部・藤山・河野各祭式助教、石村・三宅両祭祀委員の七名が参加、当県以外の県からは十六名の講師・助教の参加であった。今回の研究会の目的は、前回の研究会から相当の期間が経過し指導法の再確認の必要があること、特に直階階位検定講習会の指導法についての研究が主眼である。

初日は「神社祭式における祭場の位次の沿革とその故実」と題し安江先生が講義された。先生は弘仁式をはじめ貞観儀式等多くの史料を示し、現在の規程第七号・神社祭式行事事法中の「祭場の位次」に規定されている三つの項目が制定された故実を説明された。また、神社庁祭式講師・助教から事前に提出された指導方法、諸問題についての質疑では時間をできるだけ多く用いて親切・丁寧なる回答を

いただくことができた。

二日目の実技指導においては、各県講師、助教等が実技を行ないながら細かな問題点を明らかにしていった。思いこみや勘違いをしているケースも見受けられたが、身近な解決法は祭式関係の本をよく読むことである。特に神社本庁編「神社祭式同行事作法解説」は、「注意」や「附記」を詳細に読むことによつてかなりの疑問点が解決する。日頃の自分の不勉強を思い知る時間であった。

祭式を指導する立場の者にとつて思いこみを見直す良い機会であると同時に、各県で行われている指導方法を統一すること、ある一つの作法に焦点を当てその典故、故実を明らかにすることは大切な



中国地区神社庁祭式講師研究会（於：大社国学館）

ことである。願わくはこの研究会が毎年開催され、祭式を学ぶ人たちがどこで学んでも同じ指導が受けられるようになることを願いたい。

宮八幡館と 夜景に魅了

神社庁春の旅行

神社庁春の神社参拝旅行が道南、函館観光と湯の川温泉、洞爺湖温泉を巡る旅として去る五月十二日～十四日の二泊三日の日程で実施された。

農繁期で参加人数が心配されたが、二五〇名の参加者があった。飛行機へ搭乗の都合で往路は関西空港から函館空港へ、復路は関西空港から岡山空港へと、その反対コースの二班に分けて行われた。

八重桜、山桜、チューリップなど百花咲き競う春真っ盛りの北海道の旅は、函館八幡宮への正式参拝から始まる。函館山の麓の広大な神域に鎮座されている同宮には品陀和気命、配祀住吉大神、金刀比羅大神が祀られている。

文安二年の創始と歴史は古く明治十三年に現在地に遷座され、明



アイヌ民族博物館

治二十九年には國幣小社から國幣中社に昇格された。

社殿は大正二年から五年の歲月を費やし、大正七年に完成。その建築様式は全国に類例を見ない造りで、曲線を多様した極めて優雅壯麗なものであった。

その夜の宿泊は湯の川温泉。絵葉書や雑誌などで紹介されている函館の夜景を見るために夕食を早く済ませて函館山へバスで登っ

神職任免

就任発令の部

月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
14・12・1	玉野市小島地	八幡宮	本 禰宜	佐藤 満志
14・12・25	岡山市中睦	興除神社	本 宮司	北川 泰澄
15・1・10	川上郡備中町大字平川	鯉崎八幡神社	兼 宮司代務者	江草 正登
15・2・17	岡山市東片岡	八幡宮	本 禰宜	三谷 昭博
15・2・21	阿哲郡大佐町大字永富	八代神社	兼 禰宜	西井 義和
15・2・26	英田郡美作町田殿	田殿神社	兼 宮司	栗井 睦夫
15・2・26	英田郡美作町田殿	田殿神社	兼 宮司	栗井 睦夫
15・3・1	津山市上横野	高田神社	本 宮司	湯浅 祐次

た。バスを降りる頃には薄暗くなつており、次第に闇が濃くなるにつれて町並の灯がくつきりと浮かび、世界三大夜景、百万ドルの夜景と云われる素晴らしい景観が眼下に広がり誰もが感嘆の声をあげた。

翌日は、五稜郭、大沼公園の見学を行い洞爺湖温泉に宿泊。夕食後湖上で歓迎の花火が上がリ湖畔での楽しい夜を過ごした。

心配していた天候も三日間晴天に恵まれ、大沼公園、洞爺湖、昭和新山、白老アイヌ民族博物館など北海道の雄大な自然を満喫して思いのページを飾るにふさわしい旅であった。参加者からも「良い旅行だった。」とお褒めの声があり好評の内に無事に終了した。

大宮神社宮司 瀧本正大

月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
15・3・1	津山市一宮	中山神社	兼 禰宜	湯浅 祐次
15・3・15	英田郡大原町赤田	大吉神社	本 宮司	横山 雅樹
15・3・18	英田郡西粟倉村大字長尾	粟倉神社	兼 宮司	横山 雅樹
15・3・18	英田郡西粟倉村大字影石	影石神社	兼 宮司	横山 雅樹
15・3・18	英田郡西粟倉村大字大茅	入江神社	兼 宮司	横山 雅樹
15・3・18	英田郡西粟倉村大字坂根	金刀比羅神社	兼 宮司	横山 雅樹
15・3・18	英田郡西粟倉村大字長尾	天満神社	兼 宮司	横山 雅樹
15・3・18	英田郡西粟倉村大字影石	大社神社	兼 宮司	横山 雅樹
15・3・18	英田郡西粟倉村大字影石	猪之部神社	兼 宮司	横山 雅樹
15・3・20	御津郡建部町福渡	八幡神社	本 禰宜	本郷 統章
15・3・24	久米郡久米南町上弓削	厨 神 社	兼 禰宜	本郷 統章
15・3・28	赤磐郡熊山町可真下	於真神社	本 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡熊山町可真上	武津神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡熊山町野間	験田神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡熊山町石蓮寺	熊野神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡赤坂町山口	日吉神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡山陽町西中	熊野神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡山陽町西中	西中八幡宮	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡山陽町斗有	正八幡宮	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡山陽町下仁保	熊野神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡山陽町上仁保	八幡宮	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡赤坂町西窪田	鴨布勢神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡熊山町岡	天満宮	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡熊山町佐古	八幡和氣神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡熊山町酌田	八幡和氣神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	赤磐郡瀬戸町万富	水分神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・28	岡山市川入	堺爪神社	兼 宮司	矢田嘉美男
15・3・31	倉敷市酒津	八幡神社	兼 宮司	田井 良一
15・3・31	倉敷市水江	青江神社	本 宮司	小野 直臣
15・4・1	倉敷市本町	總 神 社	兼 宮司	小野 直臣
15・4・1	倉敷市酒津	阿智神社	兼 宮司	石村 陽子
15・4・1	倉敷市大内	八幡神社	兼 宮司	石村 陽子
15・4・1	倉敷市老松町	御崎神社	兼 宮司	石村 陽子
15・4・1	倉敷市二王寺町	八幡神社	兼 宮司	石村 陽子
15・4・1	倉敷市八日市	三社神社	兼 宮司	石村 陽子
15・4・1	倉敷市二日市	一王子神社	兼 宮司	石村 陽子
15・4・1	岡山市吉備津	吉備津神社	兼 禰宜	杉田 浩章
15・4・1	御津郡加茂川町豊岡下	天計神社	兼 禰宜	杉田 浩章

退任発令の部

15・2・25	英田郡美作町田殿	田殿神社	兼 宮司	中川 卓弘
15・2・25	津山市上横野	高田神社	本 宮司	野山 拓昭
15・2・21	阿哲郡大佐町大字永富	八代神社	兼 禰宜	西井 義和
15・1・30	英田郡東粟倉村大字後山	後山神社	本 宮司	三星 義暉
14・12・10	浅口郡金光町大字占見	大宮神社	本 宮司	唐川 節夫
14・12・1	岡山市中畦	興除神社	本 宮司	佐藤 満志
月 日	鎮 座 地	神社名	本兼務職	氏 名

15・4・1	阿哲郡哲西町大字八鳥	疫清神社	本 禰宜	沖津 巧士
15・4・3	阿哲郡哲西町大字大野部	春日神社	兼 禰宜	沖津 巧士
15・4・23	倉敷市中庄	熊野神社	本 宮司	大森 立博
15・5・1	倉敷市本町	阿智神社	本 禰宜	西辻 嘉昭
15・5・1	倉敷市茶屋町	稻荷神社	兼 宮司	西辻 嘉昭
15・5・1	英田郡大原町赤田	大吉神社	本 禰宜	横山 昭人
15・5・1	久米郡久米南町上弓削	厨 神社	本 宮司	本郷 弘之
15・5・1	御津郡建部町福渡	八幡神社	兼 宮司	本郷 弘之
15・5・1	久米郡久米南町全間	稻荷神社	兼 宮司	本郷 弘之
15・5・1	久米郡久米南町宮地	山王神社	兼 宮司	本郷 弘之
15・5・1	久米郡久米南町上二ヶ	龍川神社	兼 宮司	本郷 弘之
15・5・9	浅口郡金光町大字占見	大宮神社	本 宮司	唐川 頌三
15・5・25	倉敷市本町	阿智神社	本 禰宜	大久保宏美
15・5・25	上房郡賀陽町大字豊野	東豊野神社	兼 禰宜	西山 朋朗
15・5・29	和気郡吉永町多麻	滝谷神社	兼 宮司代務者	新庄 英明
15・5・29	英田郡英田町上山	上山神社	兼 宮司	沖田 明彦
15・5・29	英田郡英田町横尾	横尾神社	兼 宮司	沖田 明彦
15・5・29	英田郡英田町尾谷	尾谷神社	兼 宮司	沖田 明彦
15・5・29	英田郡英田町中川	盤淵神社	兼 宮司	沖田 明彦
15・6・1	倉敷市羽島	天御柱神社	兼 宮司	大森 立博
15・6・1	倉敷市生坂	生坂大神社	兼 宮司	大森 立博
15・6・1	倉敷市徳芳	大川神社	兼 宮司	大森 立博
15・6・1	倉敷市黒崎	住吉神社	兼 宮司	大森 立博
15・6・1	倉敷市鳥羽	天神社	兼 宮司	大森 立博
15・6・1	倉敷市福島	熊野神社	兼 宮司	大森 立博
15・6・5	高梁市中井町西方	柴倉神社	本 禰宜	安達 千洋
15・6・12	阿哲郡哲西町大字大竹	良 神社	兼 宮司	金丸 武夫
15・6・17	和気郡和気町原下	松村神社	兼 宮司	新庄 俊昭
15・6・17	和気郡和気町原下	春日神社	兼 宮司	新庄 俊昭
月 日	鎮 座 地	神社名	本兼務職	氏 名

神職帰幽

15・2・25	英田郡美作町田殿	八幡神社	兼 宮司	中川 卓弘
15・3・1	苦田郡加茂町大字塔中	軒戸神社	本 禰宜	湯浅 祐次
15・3・1	津山市一宮	中山神社	兼 禰宜	湯浅 祐次
15・3・1	津山市上横野	高田神社	兼 禰宜	湯浅 祐次
15・3・1	苦田郡阿波村	八幡神社	本 禰宜	前橋 祐次
15・3・14	英田郡大原町赤田	大吉神社	本 宮司	横山 茂樹
15・3・14	英田郡大原町赤田	大吉神社	本 宮司	横山 茂樹
15・3・15	倉敷市中庄	熊野神社	本 宮司	大森 武年
15・3・23	倉敷市本町	阿智神社	本 宮司	小野 直臣
15・3・31	倉敷市二日市	一王子神社	兼 宮司	小野 直臣
15・5・1	岡山市南方	岡山県神社庁	本 参事	本郷 弘之
15・5・1	高梁市玉川町下切	山 神社	本 宮司	中村 信男
15・5・9	浅口郡金光町大字占見	大宮神社	本 禰宜	唐川 頌三
月 日	鎮 座 地	神社名	本兼務職	氏 名

階位授与

十二月二十日	横林 正晴	【無試験検定】	十二月二十日	横山 昌佳
二月二十五日	松岡 徹夫	【無試験検定】	二月二十五日	西山 朋朗
三月十日	生駒 綾子	【無試験検定】	三月十日	上田 尚美
三月十八日	武 宏輝	【無試験検定】	三月十八日	武山 和代
	日幡 博行	【無試験検定】		
	水島 和良	【無試験検定】		
十月二十五日	岡部 典稔	【無試験検定】	十月二十五日	小川浩太郎
	物部 治徳	【無試験検定】		
	仕田原勝則	【無試験検定】		
	屯倉 紀正	【無試験検定】		
		【無試験検定】		
淨階	物部志三郎	【無試験検定】	淨階	
正階		【無試験検定】	正階	
三月一日		【無試験検定】	三月一日	
三月十七日		【無試験検定】	三月十七日	
三月十七日		【無試験検定】	三月十七日	
四月二十日		【無試験検定】	四月二十日	
直階		【無試験検定】	直階	

15・3・23	倉敷市中庄	熊野神社	宮司	大森 武年	三級	66
15・3・14	苦田郡阿波村	八幡神社	禰宜	英夫	四級	76
14・12・10	浅口郡金光町大字占見	大宮神社	宮司	唐川 節夫	三級	91
月 日	鎮 座 地	神社名	職名	氏 名	身 分	享 年

本庁辞令

十一月二十五日 川ノ上勝利
 松木 正述
 森下規矩二
 武部 拓磨
 四月十五日

十二月一日

岡山県神社庁録事 瀧本 文典
 研修課勤務を委嘱する

三月一日

石上布都魂神社宮司 物部忠三郎
 神職身分一級とする

四月二十五日

林野神社宮司 中川 卓弘
 神職身分二級とする

五月十日

内宮禰宜 伏見 正
 神職身分二級とする

本庁功績表彰

昨年十二月十七日に開催された本庁表彰委員会において慎重審査の結果、左記の方々が本庁設立記念日である二月三日付けをもって表彰されることが決定し、五月二十日に授与された。

第三条第二号該当者

承認された神社

自 平成十四年十一月一日
 至 平成十五年六月三十日

規則変更

一月二十一日

真庭郡新庄村 新庄神社
 (第十四条中総代定数変更)

三月十四日

高梁市和田町 八幡神社
 (第十四条中総代定数変更)

三月二十八日

児島郡灘崎町植松 荒神社
 (第七条中責任役員定数及び第十四条中総代定数変更)

四月四日

小田郡美星町 八幡神社
 (第七条中責任役員定数及び第十四条中総代定数変更)

主要建物改築及び模様替え

十二月十七日

英田郡大原町 讚甘神社
 (社務所改築)

二月十二日

倉敷市笹沖 足高神社
 (神饌所、回廊改築)

三月十四日

阿哲郡神郷町 疫清神社

(本殿屋根模様替え、幣殿改築、拜殿修理)
 三月十四日

岡山市一宮

吉備津彦神社
 (参集殿新築)

岡山市下原

伊與部神社
 (社務所新築)

一月十七日

岡山市大窪 宗形神社
 (道路使用地境内地、市に無償贈与)

一月二十一日

井原市七日市 武速神社
 (市道改良工事に伴い境外地売却)

二月七日

笠岡市横島 道通神社
 (国道改築工事に伴い境内地売却及び交換)

二月二十一日

高梁市玉川町五 神崎神社
 (市道改良工事に伴い境外地売却)

三月七日

高梁市巨瀬町 岩山神社
 (道路使用地境外地、市に無償贈与)

三月十七日

岡山市中畦 興除神社
 (河川改修工事に伴い境内地売却)

三月十四日

阿哲郡神郷町 疫清神社
 (社殿改築に伴い立木売却)

三月三十一日

浅口郡里庄町 八幡神社
 (町道改良工事に伴い境内地売却)

四月二十二日

倉敷市矢部 鯉喰神社
 (灌漑池改修に伴い境外地売却)

五月十六日

岡山市郡 總社
 (隣接地所有者に境外地売却)

六月六日

岡山市奥市 岡山縣護國神社
 (神社庁舎用地に境内地無償貸付)

二月七日

笠岡市横島 道通神社
 (財産処分の代替地境内地へ編入)

境内地模様替え

庁務日誌抄

自 平成十四年十一月一日
 至 平成十五年六月三十日

十二月

三日 月次祭

三日 神宮大麻頒布推進委常任委員会

五日 役員会

七日 神社庁新庁舎地鎮祭

二十一日 役員会(県護國神社)

二十七日 御用納め

一月

六日 御用始

十六日 特別資金積立金会計問題財務委

敬神婦人会役員会

三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

月次祭 役員会

七日 教化委教宣部会

十二日 祭祀委祭式部会

十七日 教化委広報部会

十八日 中国地区連絡会議

(島根)

二十四日 祭祀委常任委員会

二十七日 教化委事業部会

三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

役員会

四日 女子神職会役員会

五日 祭祀委祭式部会

十二日 神社庁神殿祭

十七日 庁舎建設委員会

(いさお会館)

十九日 神宮大麻頒布実務

二十四日 役員会

二十五日 中国地区祭式

二十八日 身分一級伝達式

講師研究会(島根)

三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

月次祭

二日 神青協役員会

三日 祭祀委祭式部会

(県護国神社)

七日 教化委教宣部会

八日 表彰委員会

九日 神社関係者大会打合せ

十一日 女子神職会役員会

十六日 神楽部役員会

二十一日 神社庁舎上棟祭

庁舎建設常任委員会

三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

月次祭

五日 祭祀委祭式部会

八日 県敬婦連総会

九日 教化委広報部会

十二日 春の参拝旅行

十六日 庁舎建設奉賛会評議員会

十九日 庁舎建設募金部会

(いさお会館)

十九日 神社庁会計監査

二十一日 教化委神社視察研修

二十二日 本庁評議員会

二十六日 青少年対策常任委員会

二十七日 身分二級伝達式

二十八日 支部長懇話会

(倉敷シーサイドホテル)

三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

月次祭

五日 青少年対策講演会・同

十一日 委員会(いさお会館)

十三日 教化委員会・役員会

社頭講話研修会

十九日 青少年対策常任委員会

二十七日 協議委員会・庁舎建設常

任委員会

編集後記

本社庁HPが本格的な稼働を始めた。掲載神社も四〇〇社を越え一般の方から直接、祭事や出張祭の問い合わせもあるようだ。神社ネット岡山(メーリングリスト)に加入の神職も七〇名に達している。本社庁や会員からの最新情報を素早くキャッチでき好評を得ている。

HPへの神社の追加掲載は無料で随時行っている。未掲載の神社は掲載手続を、またインターネットに接続している神職は神社ネット岡山に加入を望むものである。

新庁舎神殿へ鎮める「斎砂」は八月末〆切です。

修にも、事務にも機能的で使い易く、気軽に立ち寄れる神社庁となることである。

定例協議員会では本社庁構造改革の推進が決議された。内部の機構や規程などを全て見直し、神職が積極的に参加でき、時代に即応した本社庁となり、内外共に新生本社庁として再出発できることを願うものである。

広報部長

神社庁閉庁のお知らせ

- 盆休み.....8月15日
- 庁舎移転作業.....9月29日
~10月6日
- 中国地区神社庁.....11月5日
職員研修 ~11月7日